資源循環型ライフスタイル普及啓発広告制作・配信業務委託仕様書

１　業務名

資源循環型ライフスタイル普及啓発広告制作・配信業務

２　業務目的

京都市が推進する資源循環型ライフスタイルについて、市民への認知向上及び実践促進を図るため、インターネット広告を活用した情報発信を実施する。

特に、物価高騰等により家計への関心が高まる中、資源循環型ライフスタイルの実践が家計負担軽減及び環境負荷低減の双方につながることについて広く周知し、市民の行動変容を促進することを目的とする。

３　履行期間

契約締結日の翌日から令和９年３月３１日まで

ただし、広告の配信期間は令和８年１２月中旬以降の市が別途指定する時期から概ね３か月間とする。

４　対象者

京都市内在住者を対象とする。

主たるターゲットは 30 歳代及び 40 歳代とし、20 歳代から 60 歳代までの幅広い年代への周知を図るものとする。

５　業務内容

（１）広告制作

受託者は、本市が提供する資料、画像、ロゴその他の広報素材及び本市が指定する訴求事項に基づき、広告配信に必要な静止画広告を制作すること。

訴求内容は次の事項を基本とする。

ア　フードシェアリングサービスの活用（TABETE）

イ　家庭ごみ有料指定袋を活用したレジ袋実証事業

ウ　マイボトル・給水スポットの利用

エ　リユースの推進（京都市が指定する官民連携型リユースプラットフォーム）

オ　食品ロス削減

カ　その他本市が指定する資源循環型ライフスタイルに関する取組

（２）広告デザイン

ア　受託者は媒体特性に応じた広告デザインを作成すること。

イ　広告デザインは静止画とし、本市の公式広告であることを明記すること。

ウ　広告は、事業全体を表現したものを１種、5（1）アからオまでに掲げる各事業をそれぞれ表現したものを５種、合計６種以上作成すること。そのそれぞれについて、必要に応じて各配信媒体に適したサイズに変換すること。

エ　本市が提供する既存素材を活用しつつ、必要に応じてデザイン加工、レイアウト調整及びコピー作成を行うこと。
オ　上記５（１）の訴求内容についてそれぞれデザイン案を作成し、本市の承認を得ること。
カ　制作した広告画像については、画像データ及び編集可能な元データを納品すること。

（３）広告配信
受託者は次の全ての媒体を活用して広告を配信すること。
ア　Google ディスプレイ広告
イ　LINE ヤフーディスプレイ広告（Yahoo! JAPAN の関連サービスのみ）
ウ　LINE ヤフーディスプレイ広告（LINE サービスのみ）
エ　Instagram 広告

６　配信条件

（１）配信地域
京都市内

（２）配信対象
20 歳代から 60 歳代までの利用者
特に 30 歳代及び 40 歳代への到達を重視すること。

（３）遷移・誘導先
広告のリンク先は、本市が指定するウェブサイト又はランディングページとする。

（４）遷移・誘導回数
各媒体から上記６（３）への遷移数は下表のとおりとすること。

媒体名	遷移回数	備考
Google	60,000 回以上	
LINE ヤフー	60,000 回以上	Yahoo! Japan 関連サービスのみ
LINE ヤフー	50,000 回以上	LINE サービスのみ
Instagram	25,000 回以上	

（５）配信最適化
受託者は配信状況を適宜確認し、遷移回数の確保に向けて必要な調整を行うこと。
なお、公序良俗に反するサイト、違法コンテンツを含むサイト等、地方公共団体の広告物の発信場所として、ふさわしくないサイトへの配信を禁止する。

７　校正及び承認

（１）受託者は広告原稿案及び広告デザイン案を本市に提出し、承認を得ること。

（２）本市は広告内容、デザイン、表現その他必要な事項について修正を求めることができる。

（３）受託者は本市の修正指示に速やかに対応すること。

（４）広告配信は本市の承認後に実施すること。

（５）訴求内容、政策的メッセージ及び表現内容については、本市の指示に従うこと。

８　成果物

（１）広告画像データ

各媒体に対応した広告画像データ一式

（２）編集可能データ

編集可能な形式の元データ一式

（３）実績報告書

次の内容を含むこと。

- 配信期間
- 媒体別表示回数
- 媒体別リーチ数
- 媒体別クリック数
- 媒体別クリック率（CTR）
- 配信結果分析
- 今後の改善提案

９　委託業務の進行等

（１）業務スケジュールの調整

受託者は、業務開始に先立ち、今後の業務スケジュール表を作成し、京都市 環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課に届け出て、承認を得るものとする。

（２）実績報告書の作成

事業終了後に、実績報告書を京都市 環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課に速やかに提出すること。

なお、デジタル広告に関しては、各媒体での広告表示回数やクリック数について、毎月、月末締めの数値を翌月１０日までに書面で報告すること。

（３）業務終了時検査及び委託料の支払

本委託業務の委託料は、業務終了後、京都市の検査を受け支払う。

なお、受託者は、必要な証拠書類を京都市に示し、検査を受検するものとする。京都市は、必要により証拠書類等の写しを受託者から求めることができるものとする。

また、各広報媒体への広告費の支払い方法及び支払時期については、各広報媒体が定める条件に基づき対応するものとする。

10　その他

（１）個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。また、業務終了時には、取得した個人情報等を全て京都市に引き渡すものとする。

（２）損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

（３）著作権の取扱い

受託者は、本業務の実施のために制作した著作物について、委託期間終了後、本市に全ての著作権（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。）を無償で譲渡するものとする。

また、受託者は、本業務の実施のために制作した著作物について、委託期間終了後、著作者人格権の行使はしないものとする。

11　留意事項

受託者は次の事項を遵守すること。

- 関係法令を遵守すること。
- 各広告媒体の掲載基準を遵守すること。
- 公序良俗に反する表現を用いないこと。
- 誤認を与える表現又は過度な誇張表現を用いないこと。

12　担当

環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課　桐本、成田

電話番号：075-222-3946